

平成18年1月19日

お客様各位

唐津信用金庫

偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償について

唐津信用金庫は、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(以下、「預金者保護法」と言う)の施行(平成18年2月10日)に先立ち、お客様が安心してキャッシュカードをご利用いただけますよう、「しんきんネットキャッシュサービス規定」を改定し、平成18年1月23日より、預金者保護法に基づく補償を行なうことといたしましたのでお知らせします。

記

1. 補償対象のお客様

預金者保護法に基づく「個人」のお客様を対象とさせていただきます。

2. 預金者保護法に基づく補償

平成18年1月23日(月)以降、預金者保護法に基づき、偽造・盗難キャッシュカード被害について補償いたします。ただし、お客様のカードと暗証番号の管理状況等により補償割合が変わる場合があり、また補償できない場合もございます。

なお、補償にあたっては、お客様から最寄の警察署に被害届を提出していただく等、被害状況の調査に時間を要する場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. しんきんネットキャッシュサービス規定の改定概要

しんきんネットキャッシュサービス規定に、被害補償にかかる以下の規定(1)(2)を追加します。

(1) 偽造カード等による払い戻し等

偽造または変造カード等による払い戻しについては、本人の故意による場合または当該払い戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カード等および暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

(2) 盗難カード等による払い戻し等

カード等の盗難により、他人に当該カード等を不正使用され生じた払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払い戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ・カード等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ・当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ・当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が説明した場合、30日間にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

- 当該払い戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ・本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - ・本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - ・本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカード等が盗難にあった場合

4. お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合については、以下のとおりとなります。

(1) お客様の重大な過失となりうる場合

お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

お客様が他人に暗証番号を知らせた場合

お客さまが暗証番号をキャッシュカード等上に書き記していた場合

お客さまが他人にキャッシュカード等を渡した場合

その他、お客さまに から までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記 および については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカード等を預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカード等を渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

（２）お客さまの過失となりうる場合

お客さまの過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

次の a . または b . に該当する場合

a . 当金庫から生年月日などの類推されやすい暗証番号番号から別の番号に変更するよう個別的・具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカード等をそれらの暗証番号を推測させる書類など（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

b . 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカード等とともに携行・保管していた場合

上記 のほか、次の a . のいずれかに該当し、かつ、b . のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

a . 暗証番号の管理

- ・当金庫から生年月日などの類推されやすい暗証番号番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

- ・暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

b . キャッシュカード等の管理

- ・キャッシュカード等を入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

- ・酔ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカード等を容易に他人に奪われる状況においた場合

その他、前記 、 の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上